（役員等の行為に関する経過措置）

第十条　ある者が旧火災共済協同組合の役員、会計監査人、共済計理人又は清算人として施行日前にした又はすべきであった旧法に規定する行為については、当該行為をした又はすべきであった日に、それぞれその者が附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合の役員、会計監査人、共済計理人又は清算人としてした又はすべきであった新法の相当規定に規定する行為とみなす。

（役員等の損害賠償責任に関する経過措置）

第十一条　旧火災共済協同組合の役員、会計監査人又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（決算関係書類の作成等に関する経過措置）

第十二条　旧火災共済協同組合が旧法の規定に基づいて施行日前に作成した旧法第四十条第二項に規定する決算関係書類、事業報告書、会計帳簿その他の会計又は経理に関する書類は、その作成の日に、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が新法の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

2　施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る前項の会計又は経理に関する書類（会計帳簿を除く。）の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

3　第一項の規定は、前項の規定により作成した会計又は経理に関する書類について準用する。

（総会の決議に関する経過措置）

第十三条　施行日前に旧火災共済協同組合の総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この条及び附則第十五条第一項において同じ。）が旧法の規定に基づいてした役員の選任その他の事項に関する決議は、当該決議があった日に、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合の総会が新法の相当規定に基づいてした決議とみなす。

（剰余金の配当に関する経過措置）

第十四条　附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が行う施行日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る剰余金の配当については、なお従前の例による。

（旧火災共済協同組合の組織に関する訴え等に関する経過措置）

第十五条　施行日前に提起された、旧火災共済協同組合の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、設立の無効の訴え、総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

2　施行日前に組合員が旧法第三十九条（旧法第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）又は旧法第六十九条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

（行政庁の選任した清算人に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行の際現に旧法第六十八条第二項の規定により選任されている旧火災共済協同組合の清算人は、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合の新法の規定による清算人とみなす。

（財産処分の順序に関する経過措置）

第十七条　施行日前に解散した旧法の規定による火災共済協同組合又は旧法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の清算人が行うこれらの組合の財産の処分の順序については、なお従前の例による。

（紛争解決等業務を行う者の指定に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行の際現に旧法第六十九条の二第一項の規定により同条第六項第五号に規定する特定火災共済事業等又は同項第六号に規定する特定共済事業等に係る紛争解決等業務を行う者としての指定を受けている者は、新法第六十九条の二第一項の規定により同条第六項第六号に規定する特定共済事業等に係る紛争解決等業務を行う者としての指定を受けた者とみなす。

（登記に関する経過措置）

第十九条　この法律の施行前に旧法第四章の規定により火災共済協同組合登記簿に登記された事項は、施行日において新法第四章の規定により事業協同組合登記簿に登記されたものとみなす。

（登記の手続に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前に旧法第百三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定によってした処分、手続その他の行為は、新法第百三条において準用する商業登記法の規定によってしたものとみなす。

（共済事業に係る監督上の処分に関する経過措置）

第二十一条　新法第百六条の二第五項の規定は、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が施行日前にした法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反する行為又は公益を害する行為についても適用する。

（処分等の効力）

第二十二条　この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（輸出入取引法の一部改正）

第二十五条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、火災共済協同組合登記簿」を削る。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第二十六条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「、火災共済協同組合登記簿」を削る。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第二十七条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第四条中「、火災共済協同組合」を削る。

第五条の二十三第五項及び第五十四条中「、火災共済協同組合登記簿」を削る。

（国税徴収法の一部改正）

第二十八条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の見出し中「附され」を「付され」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「附され」を「付され」に、「第九条の七の二第一項第一号（火災共済協同組合の火災共済事業）に規定する」を「第九条の七の二第一項（火災共済事業）の規定による」に、「その差押」を「その差押え」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十九条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「フまで」を「ケまで」に改め、同条第三号中リを削り、ヌをリとし、ルからフまでをヌからケまでとする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志